



# 資料 6



政 委 第 19 号  
平成 17 年 11 月 14 日

内閣府独立行政法人評価委員会

委員 長 大 森 彌 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎



平成 16 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 17 年 8 月 30 日付けをもって貴委員会から通知のあった「内閣府所管「独立行政法人国民生活センター」の平成 16 事業年度における業務の実績に関する評価結果について（通知）」、「内閣府所管「独立行政法人北方領土問題対策協会」の平成 16 年度における業務の実績に関する評価結果について」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 4 回目の年度評価となりますが、昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人についても評価の対象とされたところです。これらの法人については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政

法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見」(14年12月26日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2次意見」という。)、特殊法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」(16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)及び「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」

(17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会。以下「財務評価等の関心事項」という。)を踏まえ、また、先の各府省独立行政法人評価委員会委員長との懇談会(以下「委員長懇談会」という。)における意見等も考慮し、中期的観点をも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、効果的・効率的な法人業務運営の観点からの主要な事項に係る指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。<sup>①</sup>本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」や「財務評価等の関心事項」の活用、<sup>②</sup>貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、<sup>③</sup>今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、今回、上記の委員長懇談会での意見等も踏まえ、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成 16 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見

【独立行政法人北方領土問題対策協会】

以下の点を踏まえつつ、内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 貸付業務におけるリスク管理債権については、貸付業務が公的資金により運営されていること及び破綻先債権額が増加してきている状況があることを踏まえ、その管理、回収にあたっては、法人が具体的な指標等を設定し、それに基づき着実に実施しているかとの観点から、的確な評価を行うべきである。

【所管法人共通】

- ・ 平成 18 年度末で中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。
- ・ 「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」に関する事項において、i) 業務運営の効率化に関する目標数値の達成状況について財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価が行われていない法人、ii) 中期目標等の主要な業務ごとの財務状況を把握した上での評価が行われていない法人がみられた。これらの法人について、業務運営の効率化の達成状況を財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価、主要な業務ごとの財務状況を附属明細書のセグメント情報等で明らかにした上での評価を行うべきである。

- ・ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成17年6月21日閣議決定）  
において、独立行政法人を含む公的部門全体の人件費を抑制することとし、こうした取組を通じ、当該法人に対する運営費交付金等を見直すこととされ、現在、各方面で議論が行われているが、今後の議論の動向も踏まえて、必要な評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果  
についての意見

【独立行政法人国立公文書館】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成16年12月10日付け政委第28号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）において、その組織及び業務の全般にわたる見直しにつき、それぞれに係る中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行った上で取りまとめたものであることから、独立行政法人通則法第34条第3項（平成11年法律第103号）に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会においては、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。